役員等の報酬及び
費用弁償に関する規程

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会

社会福祉法人川辺町社会福祉協議会役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

（趣旨）

第1条　この規程は、社会福祉法人川辺町社会福祉協議会（以下「川社協」という。）定款第 9 条及び第 23 条の規程で示す理事及び評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

2　理事及び評議員に対して報酬を支給する場合には勤務形態に即して支給することとし、法人業績及び世間水準、職員給与等の均衡などを考慮して定めるものとする。

（報酬）

第2条　理事及び監事・評議員の報酬については、支弁しない。

（通勤費の費用弁償）

第3条　通勤費の費用弁償については、別表 1 に基づき実費相当額を支給することができる。

別表 1

区　　分	費　用　弁　償　額
理事・監事・評議員	費用弁償は支給しない。
その他業務	会長の承認を得た上で、旅費規程に基づいた費用弁償を支給することができる。

（旅費）

第4条　理事及び監事・評議員が会長の命により出張する場合は、旅費規程を準用して、その費用を弁償する。ただし、川社協以外から費用弁償を受ける場合には、弁償しないか又は必要な調整を行う。

（補則）

第5条　本規程に定めのない事項は、その都度理事会において決定する。

（改廃）

第6条　本規程の改廃は、理事会の議決による。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。